

居宅介護支援事業所の管理者の要件に係る 経過措置期間の延長について

東海部会提出
説明担当 各務原市

(理由)

居宅介護支援事業所における管理者の要件として主任介護支援専門員（以下「主任ケアマネジャー」という。）であること、また、この要件適用の経過措置期間が2021年3月までの3年間と定められた。

主任ケアマネジャーの資格を得るには、主任介護支援専門員研修の受講が必要であるが、当研修の受講資格を得るには専任のケアマネジャーとしての実務経験が5年以上必要である等の条件が付されている。

一方、管理者の要件適用の経過措置期間は3年間しか確保されていないことから、2018年4月時点で実務経験年数が3年に満たない者や、実務経験年数は満たしていても専任ではなかったケアマネジャーが主任ケアマネジャーの資格を取得したくても不可能なケースが多く見込まれる。

これにより、経過措置期間が終了する2021年3月末時点で、管理者を主任ケアマネジャーにすることが出来ない居宅介護支援事業所の多くが廃業を余儀なくされることが予想される。

よって、国においては、安定的かつ継続的な居宅介護支援サービスの提供を確保する為、下記のとおり経過措置期間を延長するよう強く要望する。

記

居宅介護支援事業所の管理者を主任ケアマネジャーとする要件に係る経過措置期間を最低でも6年（2024年3月31日）以上とすること。